

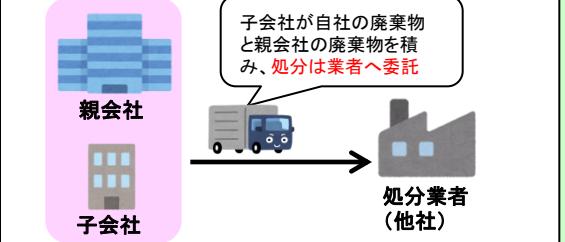
# 今年の4月に法改正があったの!?

## ②二つ以上の事業者の一体化

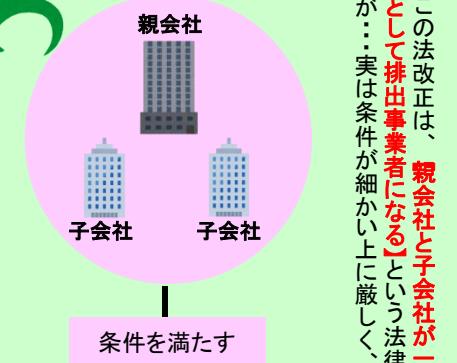
一見便利よさそうだが?

- 【細かい条件】
- 1、一体的な経営(株式総数を保有等..)
  - 2、届出(登録車両等を事業所毎に各都道府県へ)
  - 3、報告と帳簿(行政への報告や帳簿)

さらに!こんな場合  
~収集運搬のみ親子間の認定を取得~



上記の場合、収集運搬に関しては認定を取得しているので問題ありません。しかし、**処分を委託する場合は処分業者との契約締結が必要**です。この法律では、**収集運搬と処分を自社で行える事業者には有効**ですが、収集運搬のみの場合はかなり使い勝手が悪い法律といえます。



都道府県知事より認定  
⇒排出事業者として一体化  
※例えば収集運搬の認定が降りれば、子会社が親会社の廃棄物を運搬できる。  
⇒認定を受けたグループ会社は一つの排出事業者となる。

この法改正は、**親会社と子会社が一体として処理を行える＝一体として排出事業者になる**という法律で一見便利がよさそうですが...実は条件が細かい上に厳しく、使い勝手が悪い法律です。

## ①有害使用済機器

では有害使用済機器の何が法改正??

有害使用済機器排出

無造作な保管及び処分

一部、不法投棄されている。  
有価物を取り出す為に、環境対策をせずに破壊。

残りは他の雑品スクラップと一緒に海外へ輸出  
海外でも不適正処理が懸念されている

つまりは!雑品スクラップとして売却するものが対象

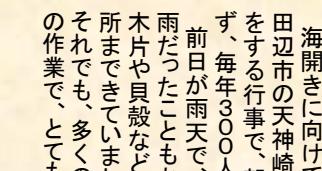
- ① 機器全体として機能していないもの
- ② 有価物として価値のあるもの(廃棄物も含めない)
- ③ 健康被害や生活環境被害がある物質が含まれているもの

産業廃棄物に関する法改正は毎年のように行われていますが、今年(2017年)にも新たに法改正が行われました。関与される事業者様が少ないのであまり知られていませんが、ざっくりまとめてみました!  
詳細については質問や相談があればぜひ、ジャルクコンシユルサービスをご利用ください!!

この部分が法改正です!今まで規制出来なかった、廃品回収業者等になります。有害使用済機器をスクラップとして売却する場合、有価物になるので規制がかけられませんが、今後は廃棄物処理法の対象になり、業者に対して廃棄物と同等の基準がかけられます。  
売却する事業者にも責任がかかってくる可能性がある!!

今回は主に2つの法改正をご紹介します。この他にも、**廃棄物カッ横流し問題によりマニフェスト関係の罰則が強化**されています。排出事業者の皆さま及び我々処理業者も、対応していくのが大変になります。お困りの際はぜひご連絡を!

# ワークス紀の川通信 クリーンアップキャンペーン



これから、たくさんの方がこの場所を訪れ、夏を楽しむと思います。もし、ゴミが捨てられ、放置されたままのビーチでは、楽しい気持ちが出ません。

【永野】  
FIFAワールドカップでは日本サポーターが試合後にゴミ拾いを行ない、世界中の模範として、対戦したセネガルやコロンビアのサポーターも取組を始めているそうです。  
何事も楽しんだ後は、ゴミをきちんと持ち帰るなどのルールをきちんと守りましょう。  
そして、夏を楽しみましょう!

いよいよ、夏が本格化。一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の主催による、毎年恒例「グリーンアップキャンペーン」が開催されました。  
海開きに向けて、和歌山市の浜の宮ビーチと田辺市の天神崎海岸に分かれ、ビーチの清掃をする行事で、朝7時から作業にも関わらず、毎年3000人超の方々が参加しています。前日が雨天で、当日も作業1時間前まで小雨だったこともあり、多少の波があったのか、木片や貝殻などの漂流物が多く、砂浜の上の所までできていました。  
それでも、多くの参加者の協力の元、1時間程の作業で、とてもきれいになりました。

## クジラ浜海水浴場



こんにちは!梅雨も明け、暑~い夏が来ましたね。今回は他では珍しい海水浴場をご紹介します。太地町にあるクジラ浜海水浴場は、日本で唯一クジラと一緒に泳げる海水浴場なのです。  
クジラは基本的に生簀で待機して泳いでいますが、日に2回トレーナーの方と一緒に海水浴場内を泳いで回ってくれます。私も遠い記憶ですが、子どもの頃に遊びにいきました。クジラと一緒に泳ぐ機会はないかなと思いますので、ぜひ一度遊びに行ってみてください。

【森下】

# 業界初!? 現地確認演習!

今回は弊社の処理工場ではなく、東京にある処理工場をお借りし、7月12(木)に『現地確認実地演習』を行いました!

①まずは挨拶

現地確認の重要性や、事業紹介をしました!

②事務所での聞き取り

真剣...  
まずは事務所で書類チェック!!

③現場見学

興味深々!  
現場にて実際の処理状況や保管状況をチェック!!

④まとめ

質問がいっぱい!?  
質疑応答やまとめ!

新しく担当になられた方にはもちろんですが、長く廃棄物の担当をされている方にも喜んで頂ける内容になっています。ご興味がある方はぜひジャルクへお問い合わせを!!

発行 株式会社ジャルク  
住所 大阪市中央区南本町 2-2-11  
TEL 06-6265-3373  
<http://www.sanpai-syori.com/>

夏です。7月に入ってから一気に本気モードです。熱中症等に気を付けて、ちよつと疲れたと思ったらこまめに休憩をとって、上手に体調を管理してください。お世話になります。ジャルク吉川です。  
さて、先日東京支店で優良工事表彰をいただきました。これは嬉しかったです。ある都道府県のネットワーク更改工事があり、弊社はそのネットワーク機器の設定作業を担当させていただいたのですが、その案件が表彰されお客様社長名の感謝状をいただきました。  
東京支店がスタートし3年半ぐらいなのですが、これからもっと色々頑張っていかなあかんと思ってるつもりですので、大きな励みになりました。ありがとうございます。頑張ってください。  
【取締役営業部長 吉川嘉信】

## 編集後記

今回は法改正に関する記事をテーマにしました。産業廃棄物の法律は年々少しずつ変わってきており、廃棄物担当者様もなかなか全てを把握するのは難しいのが現状です。また、法律が変わったばかりですと、事業者もあまりないので、なかなか情報を得られないといったこともあります。  
ジャルクでは、法改正にあたって、行政に訪問し、詳細確認を行っており、コンシユルサービスにてお客様に提供しております。今回の法改正における質問や、廃棄物に関するご相談がございましたら、いつでもお気軽にまずはジャルクへお問い合わせください!

【佐野】